破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１８６号
大阪市東住吉区山坂５丁目４番30号　セゾンアルビレオ　402号
債務者　林　由起子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５６号
大阪市城東区関目５丁目６番15―405号
債務者　大手　幸名
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６８５号
大阪府寝屋川市高宮１丁目２番15号(101号)、前住所大阪府寝屋川市秦町47番20号
債務者　長谷　勇治
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７０６号
大阪府東大阪市宝持４丁目13番６号
債務者　江見　朋晃
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１１号
大阪市浪速区恵美須西３丁目２番11号　鷺乃成ビル603号
債務者　月読こと　有田　嘉宏
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９９１号
大阪市平野区加美北４丁目５番48号　オーシャン平野102
債務者　岡田　　孝
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１０８号
大阪府門真市大池町36番６号　レインボー大前305号、前住所大阪府門真市御堂町15番１―709号
債務者　眞谷　幸代
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２２５号
大阪市住吉区帝塚山東５丁目11番16号　パレス帝塚山305号
債務者　橋本　直子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２６１号
大阪市平野区流町３丁目４番９号　202号
債務者　福原　恵子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３０６号
大阪市北区南森町１丁目４番３―702号、住民票上の住所兵庫県三田市つつじが丘北２丁目25番地10
債務者　濱﨑優こと濱崎優こと　濵﨑　　優
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８８号
北九州市八幡西区香月西４丁目２番11―511号
債務者　中村　莉那
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２８９号
北九州市小倉南区徳力団地124番302号
債務者　上田　隆夫
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２９０号
北九州市小倉南区徳力団地124番302号
債務者　上田美智子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１１号
北九州市小倉南区守恒１丁目17番９―303号
債務者　早崎　光宏
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５２号
沖縄県中頭郡西原町字与那城328番地の２（玉城アパート302号）
債務者　新垣　明紀
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５３号
沖縄県中頭郡西原町字与那城328番地の２（玉城アパート302号）
債務者　新垣　麻代（旧姓西平）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１６６号
沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄25番地　町田貸家２Ｆ
債務者　金城さおり
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部